

# 遺言書

第1条 遺言者は、遺言者の有する一切の財産を長男B（○年○月○日生）に相続させる。

## 付言事項

遺言者は、すべての遺産を長男に引き継いでほしいと願っている。

妻Aとの結婚生活は形骸化しており、愛情が喪失しているため、遺産を相続させないこととした。

したがって、妻Aには遺留分侵害額の請求権を行使しないでほしい。

令和○年○月○日

遺言者 甲野太郎 印